| | |
|---|---|
| ⑤　法第30条第１項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の結果として同項の子会社が保有することとなる事業者の株式の数 | |

（注）

１．①には、公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合に、金融商品取引法第27条の13第４項第１号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付そうとする場合における当該条件に含まれる他の株式会社の株式に係る議決権又は外国法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものに係る議決権のうち、外国における新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらに類似するものに係る議決権を除いた数を記載すること。

２．②には、公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合に、特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限を記載すること。

３．公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあっては、公開買付けにおいて、議決権保有割合が100分の40以上となるように金融商品取引法第27条の13第４項第１号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付す旨を③に記載すること。

４．公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあっては、議決権保有割合が100分の40以上となるように講ずる措置の内容を③に記載すること。

５．⑤は、特定株式等取得に際して子会社が交付する事業者の株式の数を超えない数に限られる。

別表10

事業再編に伴う特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程

| | |
|---|---|
| ①　特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程 | |
| ②　事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難でない理由 | |

（注）①には、金融商品取引所の名称及び上場予定日その他の特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を記載する。また、特定剰余金配当に係る会社法第454条第１項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等をその売買のため上場することを承認したことを当該特定剰余金配当がその効力を生ずることの条件とする場合にあってはその旨、当該場合以外の場合にあってはその旨及びその理由も記載する。

別表11

関係事業者等の事業の成長発展の見込みの内容

| | | |
|---|---|---|
| ①　主要な事業における事業活動が新事業活動であること | | |
| ②　①の事業が主要な事業であること | | |
| ③　①の事業の今後の取組の方向性 | | |
| ④ | （１）　関係事業者等から当該関係事業者等の特定役員に対して、新株予約権が付与され、又は付与される見込みであること | |
| | （２）　関係事業者等の主要な事業を開始した日から法第23条第１項の認定の申請の日までの期間が10年を超えないこと | |
| | （３）　関係事業者等の主要な事業の成長発展が見込まれるものであることにつき、金融商品取引業者が確認したこと | |

（注）

１．①には、主要な事業における事業活動の具体的な内容並びに開始した時期及びその背景を記載するとともに、何と比較して、どの程度、どのような新規性があるかを具体的に記載する。

２．②には、対象事業に属する収入金額若しくは損益の状況、従業員の数又は固定資産の状況等を総合的に勘案して、定量的に記載する。

３．③には、事業再編実施後の取組の方向性及び成長発展の見込みを具体的に記載する。

４．産業競争力強化法施行規則第12条第３項に規定するいずれかの書類の添付に加え、④（１）から（３）までのいずれかの欄に、次の事項を記載する。

（１）には、新株予約権を付与する関係事業者等の特定役員の氏名を記載する。

（２）には、関係事業者等の主要な事業を開始した日から申請の日までの期間を年をもって記載する。

（３）には、確認した金融商品取引業者の名称を記載する。

## 附　則

（施行期日）

**第一条**　この命令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

３　この命令の施行の日前に金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正前の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書（同条第一項に規定する四半期報告書をいう。以下この項において同じ。）及び改正法附則第二条第一項の規定により同日以後に提出された四半期報告書に係るこの命令による改正後の産業競争力強化法施行規則第二十六条の規定の適用については、なお従前の例による。